

高知県新型コロナウイルス感染拡大防止支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県新型コロナウイルス感染拡大防止支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぎながら、患者に施術を行うことが求められるあん摩マツサージ指圧、はり、きゆう及び柔道整復を業とする施術所に対し、必要な感染拡大防止対策に係る経費を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の交付の要件等)

第3条 支援金の交付の要件等は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内で、あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律第9条の2第1項又は柔道整復師法第19条第1項の規定に基づき、知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続する者（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）
- (2) 「鍼灸マツサージ施術における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」及び「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿った感染防止対策を実施している者
- (3) 当該支援金の申請者等が、別表に掲げるいずれにも該当しない者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1施術所につき定額10万円とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする開設者は、別記様式1による申請書その他関係書類を令和3年2月28日までに知事に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定により支援金の交付の申請があったときは、当該交付の申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、決定した日か

ら 30 日以内に申請者に対して支援金を交付するものとする。この場合において、支援金の交付をもって交付の決定の通知に代えるものとする。

- 3 知事は、第 1 項の規定により交付の申請の内容を審査した結果、支援金を交付しないことが妥当であると認めるときは、不交付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第 7 条 知事は、支援金に係る予算の執行の適性を期するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その施術所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 3 前項の立入検査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支援金の交付の決定の取消し)

第 8 条 知事は、第 6 条第 2 項の規定により支援金の交付を行った場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 別表に掲げるいずれかに該当したとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、申請書兼誓約書の内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、支援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、支援金の交付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき支援金の交付の決定を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(支援金の返還)

第 9 条 知事は、前条の規定に基づき支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 10 条 申請者は、第 8 条の規定に基づく交付の決定の取消しに係る支援金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る支援金の受領の日から返還の日

までの日数に応じ、支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てるものとする。
- 3 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第 1 項又は第 3 項の規定による加算金は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 10 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。